っている。本稿では、承認経営革新計画の実

中小企業でも適用が受けやすいものとな

したがって、試験研究費の特例などと比べ ていればよく、その結果までは問われない。 に経営革新計画の承認を受けて計画を実施し

## 同族会社の留保金課税不適用特例の 企業法制対策特別委員会実務 極的な活用を

厳しい経済競争環境の中、中小企業の成長

発展を促進するためには利益の内部留保が

中小企業者は、法人税に規定する中小企業よ 転じた事業年度において、多額の繰越欠損金 同族会社にとっては重税感がある。また、同族 制度は、一定額以上の利益を出し続けている り範囲が相当広い。また、事業年度終了まで 企業新事業活動促進法」) が施行されたこと 広げられてきた。平成17年度は1 中小企業の 度税制改正以降、留保金課税不適用の範囲が いがけず法人税が生じたという場合などは、 得るということである。この法律に規定する 正での重要なポイントは、優良な財務内容の 新たな事業活動の促進に関する法律」(「中小 納得し難いものがあるのではないだろうか。 があるにもかかわらず、留保金課税により思 会社が、数年来の赤字を脱却し大幅な黒字に 内部留保に課税される同族会社の留保金課税 主への還元であるという考え方もある。その うことによって、株価を上昇させることが株 をせずに内部留保をし、留保資金を有効に使 必要不可欠である。上場企業の中には、配当 に伴う適用対象の見直しが行われた。この改 -小企業でも留保金課税不適用の対象となり このような中小企業に配慮して、平成12年

適用期間は、平成18年3月31日までに開始

留保金課税不適用特例の概要

平成17年度税制改正において、

青色申告書

進法第2条第1項に規定する中小企業者の設 資本比率が50%以下であるものの当該事業年度。 同族会社で前事業年度終了の時における自己 おける当該事業年度。③各事業年度終了の時 経営革新のための事業を実施している場合に 終了の時において承認経営革新計画に従って 第1項の承認を受けた中小企業者が事業年度 業年度。②中小企業新事業活動促進法第9条 10年を経過する日を含む事業年度までの各事 立の日を含む事業年度から当該設立の日以後 ないこととされた。 ①中小企業新事業活動促 を提出する同族会社で、次のそれぞれに該当 する場合は、同族会社の留保金課税を適用し における資本又は出資の金額が1億円以下の

社の留保金課税について、特に中小企業を中 見直しを行う。」との要望事項が出されてお 心に、その廃止を含め制度のあり方の抜本的 税制改正に向けて、経済産業省より「同族会 する各事業年度となっているが、平成18年度

税率の不適用制度に関する明細書」(「付 業年度 (措置法第68条の2第1項第1号該 類を添付する必要がある①設立10年以内の事 2第1項第3号該当)、付表」又は法人税別 承認経営革新計画の計画書の写し。 定する当該承認をした旨を証する書類・当該 度 (措置法第6条の2第1項第2号該当) る書類。②承認経営革新計画実施中の事業年 表」) 及び登記簿謄本等の設立の日を証明す 当)、「中小企業者等に対する同族会社の特別 本比率50%以下の事業年度 (措置法第68条の 「付表」及び中小企業新事業活動促進法に規 申告手続は、法人税の確定申告書に次の書

## 中小企業者とは

3

ライアントが更に成長・発展していくために

中心に紹介する。この制度を有効に活用する 経営革新計画承認の内容や具体的手続き等を 施事業年度中の留保金課税不適用について、

ことにより、多額の納税をしている優良なク

の3法律を整理統合するとともに、 促進に関する臨時措置法、新事業創出促進法 営革新支援法、中小企業の創造的事業活動の 中小企業新事業活動促進法は、中小企業経

みを支援するとともに、これらの新たな事業 の骨太化を図って、中小企業の新たな事業活 動の促進を柱とした法律である。この法律で るために、様々な支援を規定している。 活動の促進に資する事業環境基盤の充実を図 中小企業の新たな事業活動を促進するた

事業活動促進法における中小企業者のこと て中小企業者の範囲が重要である。前記21 数」のいずれかが基準以下であればよいとさ 「資本の額または出資の総額」と「従業員の 業者で、次表の業種区分に応じ、それぞれの 象としている。具体的には、会社及び個人事 ②に該当する中小企業者とは、中小企業新 ところで、経営革新計画の承認の前提とし 業種による制約条件がなく、全業種を対

主たる事業	資本金基準	従業員基準
その他の業種製造業、建設業、運輸業	3億円以下 300人以下	300人以
ゴム製品製造業	3億円以下 900人以下	900人以
卸売業	1億円以下 100人以下	100人以
サー ビス業	5千万円以下 100人以下	100人以
情報処理サービス業ソフトウエア業又は	3億円以下 300人以下	300人以
旅館業	5千万円以下 200人以下	200人以
小売業	5千万円以下	5千万円以下   50人以下

営革新計画の申請ができる。 また、次表のような組合及び連合会等も経

組合及び連合会	要件
連合会、商店街振興組合及びび連合会、商店街振興組合及び連合会、商工組合及び連合会、水産加工業協協同組合連合会、水産加工業協事業協同組合、事業協同組合、	特になし
<del>[</del> [	
舌近三別巻へ且など  活衛生同業組合及び	接り
重合 なりずっき ない 国活衛生同業小組合、酒	の構成
連合会及び中央会、酒販組合	分の
同連合会及び中央会、内航海運	上
組合及び連合会、工業技術研究	こと 者で

法人は、それぞれの法律に基づき法人格を得て 企業組合や協業組合も該当する。税理士法 弁護士法人、監査法人等のいわゆる士業



琢也 Ŧ

いるものであるため、会社」の範囲に含まれる。

経営改善計画の申請・承認

県等は、計画に対する支援措置を行い、フォ 画の期間は3年間から5年間である。都道府 県等の承認を受け、その計画を実施する。 することを目標とする計画を作成し、都道府 組むことにより「経営の相当程度の向上」 のグループや組合等が「新事業活動」に取り ローアップ調査によって、適切な指導・助言 を行うことになっている。

既に他社において採用されている技術・方式 中小企業者にとって、新たなもの」であれば、 生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新 なる。 以下は、中小企業庁発行のパンフレッ を活用する場合でも原則として承認の対象に という4つの新たな取り組みをいう。 個々の ト『今すぐやる経営革新』からの紹介事例の たな提供の方式の導入その他新たな事業活動 たな生産又は販売の方式の導入、⑷役務の新 「新事業活動」とは、⑴新商品の開発又は

②新役務の開発又は提供 ティーバッグ製造業者が、使用済みのテ

ら新規宿泊客の拡大に結びつける。 し、新しいサービス事業を行う。それにより タで髪型をシミュレーションできるシステ 美容室が、顧客の顔を撮影し、コンピュ 老舗の旅館が空室を日帰り客

金属加工業

経営革新計画の申請・承認・実施の概要は

①商品の開発又は生産

戻る、環境に配慮した商品を開発し、新商品 ィーバッグを地中に埋めると分解されて土に るメーカーが、絞り器のノウハウを利用し、 化を達成する。 家庭でも使える、ジュー ス絞り器を開発する。 豆腐の絞り器を製造してい

向けのリラクゼーションルームとして改装 昼間の時間帯の増収を図るとともに、 ムを開発して、顧客層の拡大と売上げの増大

を増やすことにより、独身者や単身赴任者、 販売するだけでなく、毎日異なるお薦めメニ にして販売を行う。 健康志向の独自メニュー - を開発し、その食材を家族向けのセット

利用して、熱加工による変化を予測できるシ 者が、金属熱加工製品の開発に伴う、実験デ 家族などを固定客につなげる。 ステムを構築する。それにより、実験回数を 夕を蓄積することにより、コンピュータを

図 る。 ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他新た

減らし、新商品開発の迅速化とコスト削減を

得し、高齢者向け移送サービスで介 パー や介護福祉士の資格を取得させ、病院や する。 を付加して、高級賃貸高齢者住宅として賃貸 向けに改装し、介護サービス、給食サービス ス事業へ進出して多角化を図る。 介護施設への送迎などのタクシー 利 た社員寮を一括借り上げして、それを高齢者 不動産管理会社が、企業の空き タクシー 会社が、乗務員に介護ヘル 用者を獲 家となっ 護サービ

は、承認された経営革新計画のテーマが掲載 れぞれの経営指標の目標伸び率が期間終了時 の「中小企業経営革新計画承認企業 に達成されているということである されており、これも参考になると思 この他、東京都産業労働局のホー 「経営の相当程度の向上」とは、 次表のそ 素一覧」に われる。 ムページ

りの付加価値額 = 付加価値額 / 従業員数。経 常利益 = 営業利益 営業利益 + 人件費 + 減価償却費。 経営指標は次の式で表される。付加価値額 営業外費用 (支払利息・ 一人当た

5年計画の場合	4年計画の場合	3年計画の場合	計画終了時
15 % 以上	12 % 以 上	9%以上	値額の伸び率 人当たりの付加価 付加価値額又は一
5 % 以上	4%以上	3 % 以上	経常利益の伸び率

5、計画承認手続きの流れ( 東京都)

票が東京都にある個人事業者は、まず東京都 ①東京都産業労働局への問い合わせ 産業労働局商工部経営支援課に経営 について相談する。 本店所在地が東京都である法人、 又は住民 革新計画

③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 食料品店が、米や肉、野菜などを個別に

ジからダウンロードするなどして、必要書類 東京都所定の「承認申請書」をホームペー

③ 東京都産業労働局への申請書の提出 承認申請書及び添付書類(中小企業者の定款

て提出する。郵送での提出は受付していない。 書含む)、個人事業者は直近2年の所得税青色 (4) 東京都知事の承認 申告決算書及び住民票など)を窓口に持参し 借対照表、損益計算書 ( 勘定科目の内訳明細 直近2期間の営業報告書又は事業報告書、貸 (写)、商業登記簿謄本 (写)、中小企業者の

認されるまでに、最短でも2・3ヶ月はかか に審査結果が郵送されてくる。したがって承 れる審査会の審査を経て、その月の月末前後 家の事前審査を受けた後、翌月20日頃に開か 申請は毎月月末に締切り、担当係員や専門

その他の特典

6

特例以外にさまざまな特典を受けることがで きる。以下にその主な項目を列挙しておく。 承認を受けた後には、留保金課税不適用の

②保証・融資の優遇措置 がある。承認企業については、資本金要件や業 種要件に関係なくすべての企業が対象となる。 設備投資減税 (特別償却・税額控除制度)

利融資制度、高度化融資制度、小規模企業設 備資金貸付制度の特例がある。 信用保証の特例、政府系金融機関による低

の投資、中小企業投資育成株式会社からの投 ③補助金・投資の支援措置 経営革新補助金、ベンチャー ファンドから

(4) 販路開拓の支援措置その他 販路開拓コーディネート事業、中小企業総

合展、特許関係料金減免制度がある。

参考ホー ムペー ジアドレス

中小企業庁

http://www.chusho.meti.go.jp 東京都産業労働局

http://www.sangyo rodo.metro.tokyo.jp